

自然を愛するみんなの交流紙

「自然の権利」

基金

vol. 91

2022年2月25日



事件報告 福井原発訴訟（滋賀）

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

会計報告

期日情報

利根川源流からエネルギー革命を！

「山のツバル」で気付いたこと

いのちはじゅんぐり

事務局より

事件報告 福井原発訴訟（滋賀）

2013年12月に提訴された福井原発訴訟（滋賀）（大津地裁）は、9年目に入ったが、まだ証人尋問に入ることができていない。もっとも、主張のやりとりは最終盤を迎えている。その中で2点をご紹介します。

1 避難計画

2021年3月18日、水戸地裁は、周辺自治体で実効性のある避難計画が立てられていないことを理由として東海第二原発の運転差止めを命じる判決をした。これを契機として、本件訴訟の原告団、弁護団、支援団は、滋賀県内の地方自治体が若狭湾沿岸の原発事故に備えてどのような避難計画を策定しているのかについて調査することとした。調査方法は、アンケートとヒアリングであり、アンケートは県内全自治体に対して実施し、ヒアリングは、滋賀県のほか、原発に近い高島市、長浜市、大津市等を対象として実施した。その結果は、「滋賀県における原子力災害時の避難計画などに関する調査」と題する冊子としてまとめられた。

この調査によって、避難計画の前提となる事故想定が福島原発事故よりもはるかに小さいこと、避難計画の内容が市民にほとんど周知されていないこと、避難先自治体との調整が不十分であること、複合災害（地震と原発事故等）を想定していない自治体が多く、想定していると主張する自治体も、具体的な想定内容は全く不十分であること、木造家屋が多く屋内退避では被ばくを避けられないこと、高島市において防災対策の拠点となる高島市役所がUPZ内にあり、同市役所自体が移転を迫られる可能性があるのに、その場合の対策がほとんどたてられていないこと等、様々な問題点が明らかになった。

原発事故が避けられない以上、合理的で実効性のある避難計画が必要であり、これが策定されていなければ原発の運転は許されるべきではなく、このことを今後も強く主張していきたい。

2 地盤の安定性

原発の基礎地盤は、想定される基準地震動クラスの地震動が襲っても変位（すべり等）が生じないものでなければならない。原発施設が揺れに耐えても、基礎地盤が崩壊すれば、大事故の発生は必須だからである。私たちは、元京都大学赤松純平助教授のご指導のもと、関西電力の地盤安定性の評価の不合理性について主張立証を重ねており、その中で関西電力の恣意的な手法が明らかになっている。

一つだけ例をあげる。関西電力は、原発地下の岩盤は、基準地震動が襲った時にかかる引張力に耐える引張強度があると主張しているが、ここで用いている引張強度は、岩盤の引張強度ではなく、岩石の引張強度であることが明らかになっている。岩盤は岩石で構成されるが、節理（割れ目）や層理（成層構造）などの不連続面があり、力学的には不連続面のない岩石よりも弱い。関西電力は、岩盤の強度に岩石の強度を用いることによって、岩盤の堅牢性を不当に過大評価しているのである。

3 我々は、裁判所に対し、今年6月から証人尋問に入るように申し入れている。可及的速やかに判決をいただき、司法の力で若狭湾沿岸の原発すべてを一刻も早く廃炉に追い込みたいと考えている。

以上

（文・写真） 福井原発訴訟（滋賀）訴訟弁護団

弁護士 井戸 謙一



2021年12月3日「滋賀県における原子力災害時の避難計画などに関する調査報告書」のマスコミ発表の様子

期 日 情 報

応援をよろしくお願いいたします。

【核燃サイクル阻止】 青森地方裁判所

3月4日 14:00～ 口頭弁論
(高レベル裁判、再処理裁判ともに)

【第3次命の森やんばる訴訟】 那覇地方裁判所

10月12日 13:10～ 判決
10月22日 福岡高等裁判所那覇支部へ
控訴 → 期日未定

【福井原発運転差止訴訟】 大津地方裁判所

12月 9日 14:30～ 口頭弁論
2022年3月10日 11:00～ 口頭弁論
6月 2日 予定

【奄美嘉徳浜】 鹿児島地方裁判所

2022年1月24日 13:30～ 口頭弁論
5月13日 10:00～ 尋問

【馬毛島】

・ボーリング調査工事(第1期調査工事の継続工事)
差止仮処分申立 (東京地方裁判所)

10月 7日 審尋
11月10日 審尋
12月10日 審尋

・許可取消訴訟 (鹿児島地方裁判所)

12月15日 口頭弁論
2022年1月26日 口頭弁論
3月23日 判決言い渡し
(予定)

【有明】

・小長井・大浦漁業再生 [第2陣・第3陣]
(福岡高等裁判所)

10月15日 14:30～ 口頭弁論
2022年1月18日 14:30～ 口頭弁論
6月 3日 13:30～ 尋問

・請求異議訴訟 (差戻審)

(福岡高等裁判所)

10月27日 進行協議 (非公開)
12月 1日 結審弁論
3月25日 14:00～ 判決言い渡し

事件報告 第3次命の森やんばる訴訟

1 やんばるの開発の現状と裁判

沖縄県北部のやんばるは、イタジイを中心とした亜熱帯照葉樹林帯が広がる森林地帯で、ノグチゲラ、ヤンバルクイナ、ヤンバルテナゴコガネなどの固有種、希少種が多く生息しています。

やんばるでは、沖縄の本土復帰（1972年）以降、ダム開発、土地改良事業などの大型公共事業が行われてきました。現在問題になっているのは林道開発、伐採、森林施業など林業の名目で行われる開発です。とりわけ森林伐採は、皆伐という草木を全て伐採して山を丸裸にする方式で、毎年10ヘクタールの規模で動植物の生息地が破壊されています。伐採による赤土の流出は、サンゴを初めとした海の生態系にも悪影響を与えます。

林業とはいうものの、伐採した樹木の多くはチップ等として売却され、採算が取れません。しかし、伐採後、植林やその後の森林施業の過程で国庫から多額の補助金が出るため、その補助金目当てに伐採が行われるという悪循環が続いてきました。

結果的に林道建設工事を休止に導いた「第2次命の森やんばる訴訟」（2007年提訴）に続き、2017年、沖縄県民の有志が、補助金の一部を負担した沖縄県を相手として、「第3次命の森やんばる訴訟」（違法公金支出金返還等請求事件）を提起しました。これは、2016年に沖縄振興の名目で国が負担する一括交付金という制度を使って、少なくとも50年から60年はほとんど人の手が入っていないやんばるの森林が「耕作放棄地」であるとの誤った判断のもとに大規模に伐採され、日本一大きなどんぐりの実をつけるオキナワウラジロガシの大木や、ノグチゲラの営巣が可能なイタジイの大木も伐採されたことについて、その違法性を問う裁判です。



ノグチゲラ

2 第3次命の森やんばる訴訟

裁判では、伐採された樹木を一本ずつ測定して樹種を特定する調査の結果や隣接する森林に自動撮影カメラの映像などを提出してきました。

しかし、昨年10月の那覇地方裁判所の判決は、伐採現場の検証（現地視察）や証人尋問を却下して、適法な支出であったと判断したため、現在控訴審が続いています。一審判決は、補助金の要件該当性について補助金交付の根拠法令を検討していないという問題や、現地の状況について証拠を踏まえずパイン畑であったなどと判断したという問題があり、控訴審で改めて主張立証を予定しています。

3 今後の展望

この第3次命の森やんばる訴訟では、第2次訴訟に引き続き、自然の権利基金からご支援をいただいています。

昨年7月、やんばる地域（沖縄県北部）の一部が世界自然遺産に登録されましたが、今後も森林伐採などで自然破壊が進む可能性があり、この裁判を通して問題提起をしていきたいと思っています。

私たちは、自然保護団体「やんばるDONぐりーず」を通して活動しています。

ヤンバルクイナの交尾の映像や、新しいポストカードの案内など、ホームページやFacebookで発信していますので、ご覧ください。

以上

（文・写真）第3次やんばる訴訟弁護団

弁護士 喜多 自然



ヤンバルクイナ

★「自然の権利」のチラシを同封しました★

今回は「自然にも権利があります」というチラシを同封させていただきました。

ぜひ、お友達やお知り合いの方にお渡しいただき、自然の権利基金のことをご紹介いただけますと幸いです。

※年会費の請求書ではございませんので、ご注意ください。

事件報告 会計報告

2022年1月31日、オンラインにて理事会を開催し、予算決算の決議や活動報告を行いました。2021年度は支援先終了に伴い、支援金の返金がありましたが、残念ながら会員の減少に歯止めがかからず、事業費・管理費ともに緊縮財政としています。何卒ご理解をお願いいたします。

2021年度収支決算 2021/1/1～2021/12/31

科 目	2021年予算額	2021年決算額
(収入の部)		
1 会費・入会金収入	1,857,000	2,019,000
2 会費前払金	0	147,000
3 寄付金収入	1,207,050	1,336,952
4 奄美カンパ	1,000,000	537,500
5 広告収入	0	0
6 事業収入	120,000	122,290
7 雑収入	0	1,474,158
8 前期繰越金	1,361,900	1,361,900
収入合計	5,545,950	6,998,800
(支出の部)		
1 事業費	1,123,260	1,012,777
訴訟援助金	800,000	700,000
ジュゴン援助金	0	0
上開援助金	20,700	0
奄美援助金	62,560	62,560
通信発行費	240,000	250,217
2 管理費	2,897,547	2,986,541
事務委託費	2,400,000	2,400,000
印刷費	86,000	178,596
通信運搬費	110,000	114,685
借室料	120,000	120,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	30,000	26,984
手数料	30,000	26,837
広告宣伝費	5,547	5,539
カレンダー仕入代	45,000	42,900
法人税	71,000	71,000
法人化手数料	0	0
3 予備費	0	0
4 繰越金	1,525,143	2,999,482
当期繰越金	1,525,143	2,214,982
今年度特定寄付		537,500
未執行訴訟援助金		100,000
会費前払金	0	147,000
当期支出合計(C)	5,545,950	6,998,800

貸借対照表

2021年12月31日現在	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	21,704	負債合計	0
普通預金	4,075,100	正味財産の部	
振替貯金	1,402,678	確保正味財産	2,500,000
		消費予定正味財産	2,999,482
資産合計	5,499,482	負債及び正味財産合計	5,499,482

2022年度予算 2022/1/1～2022/12/31

科 目	2021決算	2022予算
(収入の部)		
1 会費・入会金収入	2,019,000	1,851,000
2 会費前払金	147,000	0
3 寄付金収入	1,336,952	1,203,150
4 特別緊急カンパ	537,500	500,000
5 広告収入	0	0
6 事業収入	122,290	120,000
7 雑収入	1,474,158	0
8 前期繰越金	1,361,900	2,999,482
収入合計(B)	6,998,800	6,673,632

科 目	2021決算①	2022予算②
(支出の部)		
1 事業費	1,012,777	2,333,585
訴訟援助金	700,000	1,500,000
ジュゴン援助金	0	0
上開援助金	0	0
奄美援助金	62,560	483,585
通信発行費	250,217	250,000
昨年度執行遅れの援助金	0	100,000
2 管理費	2,986,541	2,733,596
事務委託費	2,400,000	2,040,000
印刷費	178,596	278,596
通信運搬費	114,685	110,000
借室料	120,000	120,000
旅費交通費	0	0
消耗品費	26,984	40,000
手数料	26,837	30,000
広告宣伝費	5,539	5,600
カレンダー仕入代	42,900	38,400
★法人税	71,000	71,000
法人化手数料	0	0
3 会費前払金	0	0
4 繰越金	2,999,482	1,606,451
当期支出合計(C)	6,998,800	6,673,632

財産目録

2021年12月31日現在	金額	科目	金額
I 資産の部		II 負債の部	
現金	21,704	負債	0
普通預金	4,075,100	正味財産の部	
振替貯金	1,402,678	確保正味財産	2,500,000
		消費予定正味財産	2,999,482
資産合計	5,499,482	負債及び正味財産合計	5,499,482

※特別支援基金口座

二〇〇三年に、やんばる訴訟一審勝訴判決の新聞記事を読まれた方より、一千万円の寄付を頂きました(同年七月二十五日にご逝去されました)。全額を「特別支援基金」として、弊会で常用している通帳とは別の口座に預け、一定額ずつ訴訟援助金に使わせていただいております。「不治の病でも長くありません。最後に備えて貯めておいたお金は必要なくなりました。登山するのになど一生をとおして自然に親しんできたので、ぜひ自然のために役立ててほしい」という方のご遺志をつぎ、私どもは活動してまいります。

「自然の権利」応援団よりカンパをいただきました

- 「自然の権利」応援団の下記の方々、およびご購入下さったみなさまに、心から感謝申し上げます。
- ・シュートレーン【ベッカライ ヨナタン 塚本友彦様】売上の10%+活動寄付
 - ・自然栽培米ササニシキと玄米餅【環境と健康を考えるJ&M 阿部 淳様】売上の10%+活動寄付
 - ・グレープフルーツ【みかん山 吉田浩司様】売上の10%
 - ・ナキウサギカレンダー【ナキウサギふあんくらぶ様】売上の40%

「自然の権利」応援団よりご案内です

グレープフルーツの販売が4月からはじまります・・・。
グレープフルーツは1個大体500gほどありますので、10kg箱で多くて20個程度になります。
果汁たっぷりのグレープフルーツです。(詳しくはチラシをご覧ください)



利根川源流からエネルギー革命を！

建築家河合純男さんより再生可能エネルギーへの取り組みについてご紹介いただきます。

沖縄のピザ屋さんから2度目の「無有の薪」ナラの注文がありました。「各地の薪を使ってみたいけれど、一番火持ちが良いので再度購入します」とのことです。神奈川の古民家（茅葺き）からは、囲炉裏用として利用し「はぜることなく、火持ちも良かった」と年間購入予約をHP^{※1}から頂きました。

近隣の購入者は薪置き場の看板を見て「軽トラック」で来社される方が多い。「たくみの里」への観光で偶然看板を見つけ、看板を立てた翌日に大口購入者が現れたこともありました。みなかみユネスコエコパーク^{※2}のロゴマークは行政の担当者も「大きくて目立つ」と喜んでくれました。

みなかみ町では町内の森林資源の有効活用を促進等を目的として、4年前から薪ストーブ購入補助金制度がスタートしました。この制度ができてから薪ストーブや薪の販売が急速に増えています。行政との協働が顕著な成果として現れています。

足元の里山で埋もれていた樹木を薪に変えることで、町内だけでなく全国の薪利用者と繋がりができました。一本の樹木から世界が広がります。

（文・写真）

元みなかみ地域エネルギー推進協議会事務局長 河合純男

※1 <http://www.coubou-muu.com>

作成の一部はみなかみ町の補助金を利用している。

※2 ユネスコエコパークの正式名を生物圏保存地域（BR：Biosphere Reserves）といい、1976年（昭和51年）に開始されたユネスコ人間と生物圏（MAB：Man and the Biosphere）計画のプロジェクトの一つで、日本では親しみやすいように「ユネスコエコパーク」と呼ばれています。



みなかみユネスコエコパークのロゴを入れた看板

「山のツバル」で気付いたこと

承認依存症候群

ここは30家族程度が住む平均年齢80歳という限界集落です。集落には必ず一人はいると言われている承認依存症がここにもいます。

自分は注目されなければならない、その為に彼は嘘を垂れ流します。噂話、自慢話、約束事の多くも反故にします。自分は集落のために苦勞しているのだと嘯くのも好きです。口癖は「ワシが集落で一番じゃな」・・・

方々で嘘をついているので、集落の寄り合いなどでは下を向いて話をしません。そんな彼を誰も咎めないのは、集落に親戚縁者しかいないこと、補助金などの税金還元を姑息に嗅ぎつけて周囲に配分する狡猾さ、無学ゆえの無責任な決断力のおかげです。

中卒後の集落内の限られた付き合いのみの人生では、自分の中に自身を評価する物差しを持てる機会はなく、集落内のお友達から褒められることでしか自分の存在価値を確認できない初老の男に、集落は度々振り回されます。

社会経験がなく、実力もなく、狭い世界で生きてきた嘘つきの老人。このキーワードで見渡すと、世襲政治家の輩（やから）どもがまさに承認依存症候群だということに気づきます。お友達に税金を湯水の如く配分することでしか自分の価値を確認できない老人たち。

日本という集落を超えて、海の向こうの片思いのお友達にも認めてもらうために国土と税金を差し出す始末。

承認依存のない社会を目指したいものですが、SNSなどが逆流を生み出しているような気がして心配です。

（文・写真）特定非営利活動法人Tuvalu Overview 遠藤 秀一

<https://www.tuvalu-overview.tv/>



集落の道路清掃の休憩時間。
一見平和な集落で問題児がいるようには見えない。

命はじゅんぐり



愛知県新城市で「有機循環型農業」を実践する松沢さんは、ゴルフ場反対運動や自然保護活動にも熱心に取り組まれています。「子供に好かれる卵」シリーズ（全7回）をご執筆くださり、今回は第3回目です。第1回目は基金通信88号（2021年2月25日発行）、第2回目は基金通信90号（2021年10月1日発行）に掲載しております。

♪基金通信バックナンバーは下記のサイトからお楽しみいただけます♪
<http://www.f-rn.org/backnumber/index.html>

子供に好かれる卵 ③ 発酵飼料

一物全体を簡単に手に入れ、鶏が食べる状況を観察しやすい植物にホテイアオイがある。鶏はホテイアオイが大好きです。

池から持ってきたホテイアオイを鶏舎外生活の長い1羽の鶏の前に置くと、よく見、まず枯れて腐植化した部分から食べ始めた。続いて、茎葉部分や根へと食べ進んだ。たくさんの鶏が競争で食べる時には観察できない。鶏舎から出た鶏は、草地で地面を足で掻きながら虫と同時に腐植をよく食べる。

さらに鶏舎の止まり木の下でうず高く糞が重なっている所の10cm以深の部分掘り返すと、回りにいた鶏が寄ってきて啄(ついば)む。よく見ると糞の下に埋もれて乳酸発酵した植物質をおいしそうに食べるのだ。

そんなこともあって私は養鶏を開始して間もなく、米糠とくず米を主とする穀類飼料を発酵させて与えるようになった。高校生物部以来ずっと親しんできた微生物の力を信じ、拝借した。たらいの中で米糠と水（寒い時期は温水）だけで養成した種菌は毎日半量ずつ使い足すだけで30年余、乳酸とアルコールの混ざった甘酸っぱい食欲をそそる風味を維持している。発酵は安価な米糠が大半の穀物飼料に「鶏の食べ物」としての価値を向上させている。ポストハーベスト（収穫後に使用される）農薬の心配のない飼料を使う。草も含めた餌の自給率は6割ほど。近くの米屋さんから買う米糠と市内の田で生産されたくず米を主とし唯一輸入物の圧偏コーリャン(マイロ)を4%ほど使っている。飼料の国産率は95%余ということになる。発酵飼料は毎日心を込めて作り、数時間から20時間ほど発酵させて給餌する。日が差し込み、風が通り砂浴びできる平飼いという条件も重なってか、鶏舎に悪臭がない。鶏は健康で養鶏35年、抗生物質等医薬品を一度も使わずに大過なくきた。自然に倣う養鶏法である。

(文) 福津農園 松沢政満



事務局より

今号は今年になってはじめての通信です。2021年度会員をご継続いただいた皆様、ありがとうございました。また昨年に配布させていただいたチラシなどから新たに会員になって下さった皆様、末永くよろしくお願いいたします。

今号には会費ご納入用の振込用紙を同封させていただきました。(年度の期間は、1月～12月までです)

ぜひともご継続くださいますようお願い申し上げます。※自然の権利のチラシは会費のご請求書ではございません。

なお、クレジットカード、銀行口座等からのお引き落としのお手続きをいただいている皆様におかれましては、1月に今年度会費をいただきました。継続してくださり本当にありがとうございます。

また、春は転出入シーズンです。ご連絡がご変更となられる際には大変お手数ではありますが、ご一報いただけると幸いです。今後とも、どうぞよろしくお願い申し上げます。

Fund for
the Rights
of Nature



「自然の権利」基金

ひとつの地球！

ともにある仲間たち！

「自然の権利」基金通信 vol.91

〒453-0015 愛知県名古屋市中村区椿町15-19 学校法人秋田学園名駅ビル2階

TEL. 052-459-1752 FAX. 052-459-1751

E-mail shizennoekenri@green-justice.com URL <http://www.f-rn.org/>

【振替口座】01070-6-31179一般社団法人自然の権利基金 カナ：シヤ シゼンノケンリキケン